

# 大野郡5町2村合併協議会

# 合併協議会だより

# 総務大臣が合併決定を告示

平成17年3月31日に豊後大野市の誕生が正式決定しました。



# 豊後大野市長職務執行者、決定。

2月22日、第25回合併協議会を千歳村で開催。





# 第25回合併協議会

第25回合併協議会が2月22日、千歳村役場大会 議室で開催されました。

協議として、「豊後大野市の事務所について」、合併協定項目「地方税の取り扱い」の内容の一部変更について、提案されました。

また、 合併準備会で調整しました項目について 報告がありました。



あいさつをする阿南宏千歳村長

# <協議第62号・確認された調整項目内容>

#### 新市の事務所の位置(協定項目第4号 平成15年12月25日確認)

- (1) 新市の事務所は、三重町に置く。
- (2) 大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までには新庁舎の建設が不可能であることから、 当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。
- (3) 新市の事務所については、本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て 備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおおよそ5年間は、暫定的な本庁方式を採用 する。
- (4) 支所については、当面、総合支所方式とし、本庁舎完成後も住民サービスの維持向上の観点からその機能の充実に努める。
- (5) 新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し、専門的、具体的に調査・検討する。
- (6) 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。

#### 確認された内容

# 豊後大野市の事務所について

新市誕生後、行政関係者、住民代表、識見者等で構成する「豊後大野市本庁舎建設検討委員会(仮称)」を速やかに設置し、新市の象徴である本庁舎の早期完成を図るため、下記の(1)~(3)の課題を踏まえた総合的な検討を行う。

#### 新庁舎の建設検討に向けての課題整理

(1) 法律上の課題

地方自治法第4条第2項において、事務所の設置又は変更にあたっては、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされている。よって、住民の利便性を考慮した交通事情を最優先に考慮すべきである。

(2) 財政上の課題

新市事務所の建設は、新市における優先的な課題として早期に着手すべきであることは言うまでもない。 ただし、新市の行財政基盤の確立を図るためにも、本庁舎建設と言えども質素・倹約に努めるべきである。 そのため、事務・事業の見直し、職員の適正化等、行財政改革の積極的な推進を図り、とりわけ財政状況 を勘案した上で、建設の場所・規模等を検討・決定すべきである。

(3) まちづくり施策上の課題

新市事務所は、その周辺に大きな経済効果をもたらすとともに、情報の集積及び発信拠点としての機能もあり、新市の象徴であることは言うまでもない。

そのため、本庁舎の位置については、新市のまちづくりと結合させて検討すべきである。

# <協議第63号・確認された項目内容> 協定項目内容の変更について確認されました。

## 地方税の取扱い(協定項目第8号 平成15年12月25日確認)の一部を変更

〔変更前〕納税通知の方法(個人町村民税・固定資産税・軽自動車税)については、新市において自治会長(仮称)の公務として行う。

〔変更後〕納税通知の方法(個人町村民税・固定資産税・軽自動車税)については、新市において郵送で行う。

変更理由として、国民健康保険税、介護保険料の納税通知書は郵送となっていることから、整合性を図るため、行政連絡員の業務から納税通知書の配布を除外することとした。

# 〈報告第30号〉

#### 豊後大野市長職務執行者について

新市発足の3月31日から選挙による市長決定までの期間の豊後大野市長職務執行者に、現清川村長の森健一氏が決定したことが報告されました

## 豊後大野市長職務執行者について

豊後大野市長職務執行者:清川村長 森 健 一

任期:豊後大野市の設置の日から同市の長が選挙されるまでの間

豊後大野市が発足するにあたり、合併の前日(3月30日)をもって、大野郡5町2村の町村長は失職となり、新市発足(3月31日)から50日以内に市長を選挙することになります。

この選挙によって市長が選出されるまでの間、新市では市長が不在となりますので、地方自治法施行令第1条の2第1項の規程により、市長が決まるまでの間の職務執行者を置くことになります。この職務執行者については大野郡5町2村の町村長の協議によって決定しました。

# <報告第31号>

# 豊後大野市行政組織及び機構の一部変更について

#### 生活福祉部の分割

- (1) 生活福祉部は、職員100人の大きな組織であり、今後益々行政需要が高まるであろう環境、健康、福祉等の分野を抱え、さらに合併に伴う福祉事務所機能の大分県からの移管等により、これまで部の分割を真摯に検討されてきた経緯がある。多くの業務を抱えながら、1人の部長では現実には目が行き届かず、指揮・命令系統において大きな障害となることが危惧されることから、これまでの議論を踏まえ、豊後大野市発足時における行政組織の最終段階での見直しにより、2部に分割することとした。
- (2) 公立おがた総合病院は、現状では地方公営企業法一部適用であり、地方公共団体の地方機関として、つまり行政組織上は市長部局の所属として位置づけられるべきものである。

生活福祉部 →■生活環境部・・・・・・窓口、環境、人権部門

- ■保健福祉部 ·····福祉、健康部門
- ■公立おがた総合病院
- (3) 部を新設するにあたり、健康専門部署として健康増進室を設置することとし、 環境衛生行政の一元 化を図るため、環境衛生課を設置した。
- (4) 人権推進の拠点施設である隣保館については、本庁直轄とした。
- (5) 教育委員会事務局の充実を図るため文化財課を設置した。

(次ページ組織図参照)

#### 市 長 新市行政組織図 助 役 総 部 部 生活環境部 保健福祉部 産業経済部 設 公立おがた総合病院 建 部 画 総 務 企画調整課 市民生活課 福祉事務所地域福祉課 農業振興課 建設管理課 診 課 ■総務係 ■企画調整係 ■戸籍住民係 ■地域福祉係 ■農政企画係 ■企画管理係 ■地域振興係 ■国民健康保険係 ■農業振興係 ■整備係 医療技術部 ■秘書係 ■牛活保護係 ■営農流通係 ■職員係 ■企業立地推進係 ■年金係 ■維持管理係 ■法規係 ■老人医療係 福祉事務所生活支援課 ■畜産振興係 ■建築係 看 文化振興室 ■交诵消防係 ■高齢者福祉係 ■公社・道の駅係 ■住字管理係 清川診療所 管 ■文化振興係 ■都市計画係 ■介護保険係 財 政 課 ■用地係 **Oエイトピア** O基幹型在宅介護 農林整備課 支援センター 地域医療部 〇土地開発公社 ■財政係 環境衛生課 ■林業振興係 O朝倉文夫記念館 ■管財係 〇幸 寿美術館 ■生活環境係 ■障害福祉係 ■整備係 ■地籍調査係 ■衛牛対策係 ■子育て支援係 上下水道課 合併プロジェクト室 商工観光課 ■水道管理係 契約檢查室 ■合併調整係 業務 課 健康増進室 ■商工労政係 〇浄水場 ■検査係 ■病院対策係 ■管理係 ■健康推進係 ■観光振興係 ■整備係 ■ごみ処理業務第1係 ■下水管理係 (旧三重町の支所機能) (旧三重町の支所機能) 税 務 課 情報推進課 ■ごみ処理業務第2係 ■浄化.槽係 ■市民税係 ■情報推進係 ■ごみ収集業務係 健康福祉課 産 業 課 (旧三重町の支所機能) ■資産税係 ■情報管理係 ■し尿処理業務係 ■福祉係 ■農政係 ■納税管理係 ■広報統計係 ■子育で支援係 建 設 ■畜産係 人権推進同和対策課 ■介護係 ■林業係 ■管理係 (旧三重町の支所機能) ■人権推准同和対策係 ■健康係 ■商工観光係 ■住宅係 調整 課 〇隣保館 ■整備係 ■管理係 ■男女共同参画係 三重東保育所 ■調整係

※会計課、議会、監査、選管及び農委事務局、消防本部並びに支所に ついては「合併協議会だより第22号」で掲載したとおりです。

#### 教育委員会 教 育 長

#### 教育委員会

- 総 務 課
- ■総務係 ■管理係

療

護

理

部

部

部

#### 学校教育課

- ■指道係
- ■学務係
- 〇幼稚園
- 〇小学校
- 〇中学校

#### 給食調理場管理課

- ■管理係
- 〇給食調理場

#### 生 涯 学 習 課

- ■牛涯学習係
- ■青少年係
- ■人権教育係
- 〇中央図書館
- 〇緒方図書館

#### 文化財課

- ■文化財係
- 〇歴史民俗資料館

#### 中央公民館

- ■管理係
- ■事業推進係

## スポーツ振興課

- ■管理係
- ■スポーツ振興係

#### 国体準備室

- ■準備推進係
- ■施設整備係

## <報告第32号> 合併準備調整項目について

これまでに調整された約2,400項目のうち「合併までに調整する、統一する」という協定項目に係る主な調整結果を報告しました。

#### 緒方町、朝地町に係る消防及び救急に関する事務について

・新竹田市に事務委託する。

#### 行政連絡員の取扱いについて

- ・区長、駐在員、自治委員等の行政連絡員の名称は「自治委員」とする。
- ・自治委員の任期は2年とし、原則として、行政区内の自治組織の代表者を自治委員とする。

#### 国民健康保険税の基礎課税額について

・算定方式は4方式とし、具体的な税率の算定は医療費の動向及び急激な住民負担増とならぬよう配慮しながら新市発足後すみやかに国保運営協議会に諮り決定する。

#### 市報について

・名称は「市報ぶんごおおの」とし、毎月1回発行する。

#### 斎場、火葬場について

- ・当分の間、旧緒方町・朝地町の火葬業務は竹田市に事務委託する。
- ・三重町外4ヵ町村葬祭場及び大野町火葬場は市が運営維持管理を行う。
- ・斎場、火葬場の窓口受付は本庁及び各支所で行う。

#### 敬老年金、祝金、祝品について

・敬老年金、敬老祝金は廃止し、祝品は80才、100才に達した高齢者に支給する。

#### 高齢者生活支援事業、介護予防事業、家族介護支援事業等について

・「介護予防・地域支え合い事業」実施要項により実施する。

#### 老人福祉電話等設置事業について

・市内全域で、年齢がおおむね65才以上で安否の確認を必要とする要保護者または準じる者を対象とする。

#### 乳幼児医療費助成事業について

・市内全域の3才から6才の乳幼児医療費自己負担額の2分の1以内を助成する。

### 母子・父子・寡婦医療費助成事業について

・市内全域の対象世帯に対し助成する。

#### 老人保健事業について

- ・基本健康審査の自己負担は無料とし、がん検診等その他の検診の自己負担は200円~400円とする。
- ・医療機関委託検診(節目検診)の自己負担については基本健診分は無料とし、その他の検診項目については委託料の1割とする。

#### 予防接種について

・インフルエンザ予防接種は自己負担額のうち1人1回につき1,500円を助成することとし、他の予防接種は 自己負担なしとする。

#### 畜産関係事業について

- ・肉用牛導入については、導入価格が50万円以上の子牛に対し、50万円を超えた額の1/2を補助する。(但し上限25万円)
- ・乳用牛導入については、導入価格が60万円以上の乳牛に対し、30万円を上限に補助する。(補助率30%)

#### 農業土木関係事業について

・農道整備や中山間地域総合整備事業等で既に事業認定されているものは新市に引き継ぐ。

#### 住宅補助制度(定住促進)について

・新たな例規を制定し、住宅の建築費、増改築費を助成する。

#### 保育所の保育料について

・負担金徴収基準額表は国基準の7階層とし、基準額については、以下とする。

#### ※現行の各町村の階層区分別、年齢別基準額の平均額を調整

階層区分	徴収基準		
	3歳未満	3 歳 児	4歳以上
第1階層	0	0	0
第2階層	5,400	5,400	5,400
第3階層	14,200	14,200	14,200
第4階層	23,600	23,600	23,600
第5階層	34,300	34,300	34,300
第6階層	44,300	38,800	37,000
第7階層	54,500	40,600	38,100

#### 幼稚園の入園料・保育料について

- ・入園料は1,000円とし、保育料は月額3,500円とする。
- ・就園奨励費は現行のとおり引き継ぐ。

#### 学校給食について

・以下のとおり統一する。

幼稚園児 3,800円 (月額) 幼稚園職員 3,800円 (月額) 小学生 3,900円 (月額)

中学生 4,200円(月額) 【中学3年3月のみ1,500円】

# 豊後大野市の市章募集

# 期限は平成17年3月18日(金)まで

(※郵送の場合は、締切日の消印有効とする)

# 編集・発行/大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35(大原総合体育館内)

ホームページアドレス http://www.ohnogun-gappei.jp Eメール info@ohnogun-gappei.jp

TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148